

提出書類について

(1) 教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（1号・2号・3号）

認定こども園・保育所・幼稚園を利用される方は、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」を提出してください。

(2) 保育が必要な場合（2号・3号）

保育の利用を希望される場合、保育の必要性を認定するために、(1)の教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書に加えて、両親について次の書類の提出が必要となります。

保育の必要な事由		提出書類
就労	正社員、アルバイトなど	就労証明書
	自営業、内職、農業など	就労証明書 確定申告書の写し ※
妊娠、出産		申立書 母子健康手帳の写し

※開業初年度などで提出できない場合は、開業届・営業許可証等の写しを提出

保育の必要な事由	提出書類
保護者の疾病、障がい	申立書 疾病：診断書 障がい：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳のいずれかの写し
親族の介護・看護	申立書 次の①～③のいずれか ①介護・看護が必要な親族の方の診断書 ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳のいずれかの写し ③介護保険被保険者証の写し
災害復旧	申立書 罹災証明書
求職活動	申立書 求職中であることがわかる書類 (求職カード、雇用保険受給資格者証等)
就学、職業訓練	申立書 在学証明書、受講証明書等
育児休業を取得して育児中	就労証明書（育児休業期間が明記されているもの）
その他の場合	町が必要と認める書類

(3) 保育料算定のために必要な書類（1号・2号・3号）

保育料算定のために両親または家計の主宰者（祖父母等で主に家計を支えている方）の**所得を証明する書類（＝市町村民税課税証明書）**の提出が必要となります。

（※令和7年1月1日時点で保護者双方が能勢町にお住まいの方（住民登録されている方）は、課税証明書の提出は必要ありません。）

① 令和7年1月1日時点で能勢町に住民登録を有しない場合

令和7年1月2日以降、能勢町に転入された方は、令和7年1月1日時点の住民登録市町村の発行する「市(町)民税・府(県)民税課税（非課税）証明書（令和7年度分）」を提出してください。

- 非課税の場合でも課税証明書を提出してください。（所得等の記載が必要です。）
- 保育料の切り替えが毎年9月に行われるため、新年度に入った後、切り替え算定時（7月～8月頃）に令和8年度分（令和8年6月上旬以降に令和8年1月1日時点で**
お住いの市町村で発行可能）の課税証明書の提出を依頼することがあります。

【ご注意ください】

- ・**所得が未申告の方は**、税額の確認ができませんので、所得の申告をおこなってください。
- ・**保護者双方に所得がある方は**、それぞれの方の書類が必要です。
- ・単身赴任等で住民登録の世帯が別であっても、生計が同一の場合は、単身赴任されている保護者の方の「市(町)民税・府(県)民税課税（非課税）証明書（令和7年度分）」の提出が必要です。
- ・能勢町転入前が海外赴任等で日本に住所がなかった場合は、日本国外での総収入がわかる書類を提出してください。日本国内での収入があった場合は、その収入がわかる書類も併せて提出が必要です。
- ・書類の未提出や所得の未申告などにより、市町村民税の課税状況が確認できない場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。
- ・提出された書類はお返しできませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取るなどしてください。
- ・**在宅障がい児（者）がいる世帯の方は**、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の手当証書のいずれかの写しを提出してください。
- ・**生活保護受給中の方は**、「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」に生活保護を受給している旨を記入の上、生活保護適用証明書を提出してください。
- ・申込みに虚偽の記入または申告があった場合は、支給認定を取り消すことがあります。
- ・保育料算定の際、次の地方税法各控除が適用されている場合は、**控除額を加算して判定**します。

- ①法第 314 条の 7（寄付金税額控除）
- ②法第 314 条の 8（外国税額控除）
- ③法第 314 条の 9（配当額割又は株式等譲渡所得割額の控除）
- ④法附則第 5 条第 3 項（個人の市町村民税の配当控除）
- ⑤法附則第 5 条の 4 第 6 項（個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額）
- ⑥法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額）
- ⑦法附則第 5 条の 5 第 2 項（寄付金税額控除における特別控除額の特例）
- ⑧法附則第 45 条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）